

株式会社さくら都市総合研究所

主席
研究員

清水 秀幸



7 実例長野市の検証(続)
(9)長野市の農業の全体像

加えて、追い討ちをかけるように大規模化の障害になるであろうことは、気象条件である。寒冷地にして降雪地であるがために、二期作、二毛作は言うに及ばず、ハウス栽培においても暖房等のコストがかかり、まことに農業の大規模化には不適切な土地柄なのである。

したがって、実質的に半年余りしか農地利

用ができないというハンディが付いて回るのである。

そして今回は、環太平洋経済連携協定(TPP)が加わり、2018(平成30)年(TPP発効の推定年次)からはコメの生産調整(減反)が段階的に廃止され、2025(平成37)年にはほぼ完全撤廃となる。

まさに、この2025年という節目は、団塊世代就農の75歳到達にはじまり、生産調整(減反)の完全撤廃(TPPによる無関税農産品の大量流入とトリプルパンチの年にあたるのである。

先の図(本紙10月15日号掲載)に示したように、長野市の場合の農用地を分類すると、畑(果樹農地)の割合は田(水稲農地)の2倍にあたる。その中でもリンゴやブドウの生産面積が7割を超えている。

TPPについていえば、現在外国産リンゴの関税は17%あり、そ

れが発効の11年目には撤廃され、現在7.8%から17%関税のブドウについては、発効とともに即時撤廃となる。

リンゴとブドウいざれも都道府県別生産量においては全国2位、とりわけリンゴについては、県内で長野市の生産比率が際立っているだけに、輸入品のコストパフォーマンス次第では、かなりの打撃を被ることになりかねない状況が続く。

それが、ひいては農業離れに波及し、耕耕地の増殖につながる可能性が高まるのである。特に果樹栽培農家の場合、コメ農家と違って販売農家から自営農家へのシフトが難しいという問題があるだけに、事は深刻である。

しかれば、農家はどこに活路を見い出せば良いのだろうか。彼らの所有する農地の大半は調整地域内にあり、長野市内においても多分に漏れず農業振興地域に組み込まれてい

る場合が多い。

したがって農地の売買も制限され、自分の所有財でありながら、アパート、店舗といった土地活用(財産運用)もままならない現実が控えているのである。

確かに、農家は国の税法に保護され、農地にあつては固定資産税等の減免優遇等を守られて今日に至っているものの、それさえも潤沢な経営と先の見通しがあればこそ話である。

就農者の高齢化にはじまり、地球規模の農産品の商取引が開始され、耕作放棄地や耕耕地への固定資産税等の減免措置が廃止され、土地を売ることも、他の用途に活用することも叶わなくなつた時、農家はどこに逃げ場を求めたら良いのだろうか。

清水 秀幸氏(しみず・ひでゆき) 1952年長野市生まれ、76年明治大学政経学部政治学科卒、同年守谷商会入社、2006年6月取締役就任。各支店長、営業本部長を経て、退任。13年7月にさくら都市総合研究所を設立し、現在社長。